

第49回（岐阜県青少年訪鹿）

姉妹県青少年ふれあい事業



※写真は令和元年度のものです。

令和3年7月24日（土）～7月27日（火）鹿児島県内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大およびその防止に係る今後の状況次第では、交流事業のオンラインによる開催、延期又は中止とする場合がありますので、予めご了承ください。

昭和47年から始まったこの事業は、本年度で49回を迎えます。

これまでに参加した岐阜県の青少年は、のべ1,665名となりました。

本年度は岐阜県の青少年20名が鹿児島県を訪問して交流します。

あなたも是非参加してみませんか。



☞ 詳細は裏面をご覧ください

募集要項

対象 岐阜県内に在住・在勤・在学の青年及び少年 各10名程度

※青年(18歳から概ね30歳までの方)
※少年(中学生、高校生の方)

参加費 10,000円
※参加者の居住地から集合・解散場所(事前研修含む)までの交通費は自己負担となります。
※オンラインによる開催又は中止となった場合は参加費の負担は発生しません。

募集期間 令和3年4月30日(金)～5月31日(月) 必着

問い合わせ及び応募先

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課 青少年係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-8238 (直通) FAX 058-278-2612
E-mail c11151@pref.gifu.lg.jp
姉妹県青少年ふれあい事業のWebサイト
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9345.html>



姉妹県青少年ふれあい事業の概要

姉妹県盟約を結んでいる鹿児島県青少年との交流や、双方の歴史・文化や自然の学習をとおり、人生に夢や目標を抱き、自分の行動や言動に責任を持ち、他者との協調性を備えた岐阜県の将来を担う健全な青少年のリーダーを育成することを目的として、昭和47年より「姉妹県青少年ふれあい事業」を実施しています。

令和3年度は、岐阜県の青少年20名が鹿児島県を訪問し、鹿児島県の青少年とともに薩摩義士の顕彰、史跡見学、意見交換などを行います。

○主催：岐阜県・鹿児島県

○参加者：岐阜県の青年と少年各10名程度、鹿児島県の青年と少年各10名程度

※少年は中学生、高校生となります。

○内容(予定)：鹿児島県庁訪問、薩摩義士顕彰会による講話、薩摩義士碑参拝・献花、施設見学、体験学習、意見交換、野外活動等

※新型コロナウイルス感染症の状況によりオンライン開催、延期又は中止となる場合があります。

応募資格

事業当日(令和3年7月24日(土)～7月27日(火))の全行程及び岐阜県が事前に行う研修会に参加できる者で、次の(1)または(2)の要件を満たす者

(1)青年

令和3年4月1日現在18歳から概ね30歳までの者(高校生を除く)で、次のいずれかの要件を満たす者。

- ①県内に在住または県内の企業等に勤務し、地域や職場のリーダーとして将来有望であり、事業参加後もその経験をいかしてボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者。
- ②岐阜県内の青年団体に所属し、事業参加後もその経験をいかして青少年団体活動、ボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者。
- ③県内に在住の学生または県内の大学等に在学し、事業参加後もその経験をいかしてボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者。

(2)少年

県内の中学校、高等学校または高等専門学校(1～3年)に在籍し、事業参加後もその経験をいかして青少年団体活動、ボランティア活動や地域づくり等を活発に行える者で、保護者の承諾が得られる者。

募集人数

青年、少年 各10名程度

※ただし、岐阜県への受入と鹿児島県訪問を1セットとしているため、令和元年度(岐阜県受入)に参加された方を優先します。

参加費

参加者一人あたり1万円。

※参加者の居住地から集合・解散場所までの往復旅費(事前研修含む)は参加される方でご負担ください。

※オンラインによる開催又は中止となった場合は参加費の負担は発生しません。

応募方法

申込みにあたっては、「第49回 姉妹県青少年ふれあい事業(青少年訪鹿)実施要項」をご覧のうえ、必要な書類を整え、下記あて先に郵送してください。

実施要項、参加申込書は、私学振興・青少年課のホームページ上にありますが、郵送をご希望の場合は、当課まで電話または、メールでご請求ください。

選考

参加者の決定：応募者多数の場合は抽選により参加者を決定します。

選考結果：6月中旬頃に当課から応募された方に結果を通知します。